

宇都宮大学国際学部転部及び転科試験実施要項

制 定 平成16年10月27日

(趣旨)

第1条 宇都宮大学転部及び転科に関する規程第4条の規定に基づき、宇都宮大学国際学部（以下「本学部」という。）で実施する転部及び転科試験の実施に関し、必要な事項を定める。

(試験方法)

第2条 選考試験は、次のとおり行う。

- 一 転部試験は、英語、小論文、面接を行う。
- 二 転科試験は、各学科ごとに小論文及び面接を行う。

(試験の実施)

第3条 前条に定める選考試験は、国際学部・国際学研究科入学試験委員会（以下「入試委員会」という。）が定める選考試験実施要領に従って実施する。

(選考判定資料の作成)

第4条 選考判定資料は、入試委員会が作成する。

(選考)

第5条 選考は、選考試験の結果に基づき本学部教授会が行う。

附 則

この要項は、平成16年10月27日から実施する。